

マイホームをご検討中の皆さんへ

山陽小野田市厚狭駅南部モデル地区での
「定住」のための「住宅取得」に
奨励金を交付します

最終
年度

山陽小野田市厚狭駅南部地区定住奨励金

山陽小野田市では厚狭駅南部のモデル地区内に定住する意思をもって、住宅を取得し、対象期間内に住民票を移した方に20万円を奨励金として交付します

奨励金

20万

交付対象期間
R3.4.1～R8.3.31

申請受付期限

令和8年3月31日 まで

※申請受付期限以降の申請は受け付けません

申請方法

厚狭駅南部地区定住奨励金交付申請書及び関係書類を、山陽小野田市都市計画課または山陽総合事務所地域活性化室に提出してください（消印日が交付対象期間内であれば郵送での受付も可能）

詳しくは直接お問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください



〈お問い合わせ先〉

山陽小野田市建設部都市計画課

〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号

TEL:0836-82-1168 / FAX:0836-84-7129



申請から奨励金交付までの流れ (申請期限:令和8年3月31日)

住民票の移動 ⇒ 交付申請 ⇒ 交付決定・通知 ⇒ 交付請求 ⇒ 奨励金の交付

期間:R3.4.1~R8.3.31

住民票を移した日から3ヶ月以内に交付申請書等の提出

交付決定通知書が届いたら請求書の提出

※余裕をもって申請手続きを行ってください！

〈定住奨励金のよくある質問 Q&A〉

Q1: 定住奨励金の交付対象となる住宅を教えてください。

A1: 居住用であって、次に該当する住宅が対象住宅となります。

- ① 新築した住宅
- ② 購入した新築住宅または中古住宅（賃貸住宅は対象外です。）
- ③ 相続や贈与により取得した住宅

Q2: 毎年交付されるのでしょうか。

A2: 1回に限ります。

Q3: 交付期間内に引っ越さないと対象にならないのですか。

A3: 交付期間内に住民票が移されることが条件となります。

Q4: 申請書に添付しなければならない書類には何がありますか。

A4: 世帯全員の住民票の写し、住宅の登記事項証明書の写し、誓約書、調査同意書、共有名義者同意書（該当の場合）

Q5: 転居時に新たに住宅を取得しましたが、夫婦どちらが申請すればよいですか。

A5: 申請者は住宅の名義人となります。例えば、世帯主が夫でも、住宅の名義人が妻の場合、申請者は妻になります。

住宅が夫婦の共有名義であれば、夫か妻のどちらかが代表して申請することになります。この時、夫が申請者であれば妻の同意、妻が申請者であれば夫の同意が必要です。

Q6: 他の市町村に居住する両親が両親の名義で住宅を取得し、転居する子供に提供した場合は、定住奨励金の交付対象になりますか。

A6: ご両親が取得した住宅に転居するか、子供さんの名義にならない限り交付対象にはなりません。子供さんが住宅の名義人となり住民票を移動すれば、交付の対象になります。

Q7: 相続・贈与により新たに住宅の所有権を取得し、転居した場合は定住奨励金の交付対象になりますか。

A7: 取得単価を伴わない相続、贈与により取得した住宅であっても、申請者が名義人であれば交付の対象になります。

Q8: 転居のために自分名義の住宅を新築する場合、土地が他人名義でも定住奨励金の交付対象になりますか。

A8: 土地の名義は関係ありません。転居者が住宅の所有権を取得すれば、交付の対象になります。例えば、息子世帯がUターンし、ご両親の住宅に隣接してご両親名義の土地に息子名義の住宅を新築した場合などがこれに当たります。



* 上記は事例の一部です。詳しくは、市役所都市計画課にお尋ねください。